

腐敗行為防止

- A. [概要](#)
- B. [適用性](#)
- C. [定義](#)
- D. [ポリシー](#)
- E. [責任](#)
- F. [参照資料](#)

[付属書類 1 : 定義](#)

A. 概要

United Technologies Corporation は、功績のみに基づき、他社と競合し、また、その他の業務目的を追及しなければなりません。賄賂は、いかなる金額や形態においても、誰に対しても、いかなる場所、目的であっても、UTC により又はこれに代わって許可、提案、約束される又は渡されるべきではありません。UTC の会計帳簿には、すべての会社資産、債務及び取引が正確に記録されていなければなりません。会社の会計帳簿にいかなる故意の虚偽記載がされることも、代替会計帳簿、又は帳簿に記載されていない資金若しくは資産が設定されることも許されません。この賄賂及び不透明な会計帳簿に対する絶対禁止は、広範囲に解釈され、厳格に強制されるものです。

B. 適用性

世界中の United Technologies Corporation、その事業単位、子会社、部署、及びその他の被支配事業体及び営業（以下「**営業単位**」）、並びにその取締役、役員及び従業員（以下、総称して「**UTC**」）。

C. 定義

「コーポレート」とは、**UTC** コーポレート・オフィスをいい、「**事業単位**」又は「**BU**」とは、Otis Elevator Company、Pratt & Whitney、UTC Aerospace Systems、UTC Climate, Controls & Security、及び United Technologies Research Center をいいます。「**CPM**」とは、コーポレート・ポリシー・マニュアルをいいます。その他の**太字**の用語は、[付属書類 1](#)において定義されます。

D. ポリシー

- いかなる**賄賂**も、いかなる金額や形態においても、誰に対しても、場所がどこでも、いかなる目的であっても、**UTC** により又はこれに代わり、直接又は間接的に、許可、提案、約束又は渡されるべきではありません。**UTC** は、**UTC** による又はこれに代わって行われる**賄賂**を、直接又は間接的に、許可、提案、約束する又は渡す従業員の雇用を解除するでしょう。
- UTC** は、善良で、かつ、前述のポリシーにより許可され、及びこれと厳密に一致して承認された目的のためだけに提案、提供される場合、[政治献金 \(CPM5: 対政府関係\)](#)、[慈善事業への寄付 \(CPM11: 慈善事業への寄付\)](#)、[オフセット契約及びオフセット取引 \(CPM44: 産業協力及び経済的オフセット\)](#)、[ビジネスギフト \(CPM48A: ビジネスギフトの贈答\)](#) 及び**スポンサー旅費 (CPM48: 第三者旅費提供)**を提案し、提供することがあります。
- 現役の及び元**政府職員**、並びに現役**政府職員**の**関連当事者**と、**UTC** が彼らを従業員又はベンダーとして採用又は保持することについて話し合う、及び提案するにあたっては、[CPM48C: 現職及び元政府職員並びにその親族の採用及び保持](#)を遵守しなければなりません。
- ベンダーは、いかなる方法によっても、**UTC** による又はこれに代わって行う**賄賂**を許可、提案、約束する、渡す又はその他の方法で促すことを断固として避けるよう要求されます。**UTC** は、これに従うことができない、又は従う意思のない**ベンダー候補**を雇うことなく、また、そのような既存ベンダーとの契約を解除しなければなりません。すべての**債権回収機関**、**コンサルタント**、**通関業者**、**フィールド・コントラクター**、**入国管理ベンダー**、**税務顧問**及び**旅行代理店 (CPM17: サービス・ベンダー)**、**オフセット取引 (CPM44: 産業協力及び経済的オフセット)**、**ロビイスト (CPM48D: ロビイスト)**、並びに**販売代理店**及び**非従業員販売代理人 (米国政府マーケティング又は米国政府販売を提供する NSRs を含む) (CPM48E: 販売代理店及び非従業員販売代理人)**は、前述のポリシーと厳密に一致し、選択、審査、雇用、監視及び管理されなければなりません。
- UTC** が（持ち分において又は契約により）**支配権**を行使する合弁会社は、本ポリシーを採用し、実施しなければなりません。**UTC** が（持ち分において又は契約により）**支配権**を有しない合弁会社における本ポリシー

の採用及び実施を確実にするために、本ポリシーと実質的に同様の要求が合弁会社設立契約に（その締結時又は更新／改訂時に）組み込まれるか、又は毎年、合弁会社の株主、取締役会又はその他の運営組織によって採用されなければなりません。

6. **支配権**の取得にかかわらず、**UTC** は、潜在的**賄賂支払**に対し、経営幹部への面接を含むが、これに制限されない、すべての買収対象への徹底的なデューデリジェンスを行い、すべての社内稟議書、最終契約書及び統合計画（**CPM1：合併、買収、分割、合弁会社、有価証券買入、及び資産若しくは無形資産の譲渡**を参照）についての重要な調査結果のすべてを直ちに開示及び対処し、十分にこれを緩和しなければなりません。
7. 各**営業単位**の**会計帳簿**には、当該**営業単位**のすべての資産、債務及び取引を正確に記録しなければなりません。**会計帳簿**へ故意に虚偽の、不完全な、又はその他の方法で誤解を与えるような記載、虚偽若しくは代替**会計帳簿**、又は帳簿に記載されていない資金若しくは資産は、いかなる目的のためでも許可、履行又は設定されてはなりません。**UTC** による又はこれに代わって行われる**支払**が、当該**支払**のいずれかの部分が**会計帳簿**に記載される以外の目的のために使用されることになっていることを意図又は理解しつつ、許可、提案、約束される又はこれが行われることはありません。
8. **UTC** の各取締役会メンバー、その他すべての **UTC** 取締役（従業員か非従業員かにかかわらず）、並びにすべての **UTC** 役員及び間接／直接的雇用従業員は、**UTC** 倫理及びコンプライアンス部門、又は法律顧問に正式に報告されていない賄賂その他の本ポリシー違反を知っているかどうかについて、毎年、書面で表明しなければなりません。現地法その他の規制（例えば、労使協議会、団体協約など）により禁じられない限り、毎年の表明は、**UTC** が解任権を有する間接／直接的雇用従業員、並びに取締役及び役員への義務となります。非従業員取締役による参加を促すため、取締役会その他の運営組織が、個人の表明に代えて、すべての取締役又はメンバーにより署名された決議文の方法で毎年の表明を提出することがあります。適切な調査を、かつ、拒絶が**賄賂**を知っていることに基づくものではないことを確実にするために、**営業単位**のリーガル・カウンセラーは、認知していると報告した、又は書面での表明を拒絶した各回答者に問い合わせます。

E. 責任¹

1. **UTC** のエグゼクティブ・バイス・プレジデント及びゼネラル・カウンセラーが解釈に対する責任を有します。**UTC** コーポレート・プレジデント、グローバル倫理及びコンプライアンスが 2 年ごとに要件の見直しをします。
2. **UTC** のコーポレート・バイス・プレジデント、コントローラーは、適用されるコモン・コントロール・マトリックスにコントロール及び検査手続を組み込みます。そして、**UTC** コーポレート・バイス・プレジデント、内部監査が、上記のセクション D3 及び D4 で言及された活動及び**ベンダー**が関連している取引などの**営業単位**レベルでのコンプライアンスを評価するそれぞれの場合において、定期監査（**コンプライアンス監査**（**CPM34：グローバル倫理及びコンプライアンス・プログラム**参照）を含む）を行います。定期的な年次財務監査の範囲内で、**UTC** の独立監査人もコンプライアンスを確実にするために、当該コントロール及び取引を調査します。
3. 各 **BU** の社長又はチーフ・エグゼクティブは同様の拘束性をもって、ポリシー及び手順、又はそのどちらか一方を実施し、コンプライアンスを確実にするために適切な社内コントロール・プログラムを維持しなければなりません。

F. 参照資料²

¹ 本ポリシー並びに [CPM 48A](#)、[48B](#)、[48C](#)、[48D](#)、及び [48E](#) に適用。

² [CPM 1：合併、買収、分割、合弁会社、有価証券買入、及び資産若しくは無形資産の譲渡](#)；[CPM 4：米国政府との契約における企業倫理及び行動規範](#)；[CPM 5：対政府関係](#)；[CPM 11 慈善事業への寄付](#)；[CPM 17：サービス・ベンダー](#)；[CPM 44：産業協力と経済的オフゼ](#)

付属書類 1：定義

関連会社とは、次の事業体をいいます。

- 言及された**事業体**に対し**支配権**を行使する**事業体**、又は
- 言及された**事業体**が**支配権**を行使する**事業体**、又は
- 言及された**事業体**とともに、他の**事業体**の共通の支配のもとに存在する**事業体**。

有価物とは、商品、サービス、**現金**、**ビジネスギフト**、**雇用**、**オフセット契約**、**オフセット取引**、**慈善事業への寄付**、**政治献金**、または**スポンサー旅費**を含むが、これに制限されない、有形又は無形の有価物をいいます。

会計帳簿とは、**事業体**により又はこれに代わって作成及び維持される、会計、帳簿、仕訳帳、元帳、財務諸表、契約書及び類似する法律文書、請求書、支払書及び受領書、また、あらゆる社内承認又は許可、並びに上記のいずれかに関連する支援文書を含むが、これに制限されない、**事業体**の業務及び商業取引を記録し、表示するためのすべての書類をいいます。**会計帳簿**という用語は、**UTC**の業務を記録し、表示するすべての書類を包含することが意図的に定義され、本ポリシーの目的の達成を促すために文脈上、要求される範囲まで広く解釈されるものとします。

ビジネスギフトは、[CPM 48A：ビジネスギフトの提供](#)において定義されます。

現金とは、その金額にかかわらず、次のものをいいます。

- 法定通貨又はあらゆる種類の提供金員（祝儀袋を含む）
- 現金同等物、例えば、次のような証書や物品：
 - 容易に換金できるもの（例えば、小切手、トラベラーズチェック、無記名証券、約束手形、及び同等の証書など）
 - 事実上の（デファクト）通貨として、又は代替可能交換物の一部又はリ gif ティングの習慣として交換されるもの（例えば、有形又は無形（デジタル型）のプリペイド・ギフト／ショッピング・カード又はクーポン（月餅クーポンを含む）及びたばこ（即時消費以外のもの）、又は
- 有価証券（例えば、あらゆる種類の普通株又は債務証書）。

債権回収機関は、[CPM 17：サービス・ベンダー](#)において定義されます。

コンサルタントは、[CPM 17：サービス・ベンダー](#)において定義されます。

支配権は、直接又は間接的に、次のことを行う権利をいいます。

- **事業体**の運営組織メンバーを任命する権利を持つ、**事業体**の議決権の過半数を行使する権利、又は
- 議決権の所有を通して、契約による、又はその他の方法によるかにかかわらず、**事業体**の日々の経営的意思決定を指示する、又は指示させる権利。

賄賂とは、**円滑化のための支払**、又は職員もしくは業務行為に不適切に影響を及ぼす目的で、あるいは不適切な便宜を図るために、直接的又は間接的に許可、提案、約束される又は提供される**有価物**をいいます。**賄賂**には、**UTC**従業員に対して身体的危害の差し迫った脅威を与える**第三者**による、誠実で強請的な要求に応じて提供される**有価物**を除外します。

顧客とは、**UTC**製品若しくはサービスを購入及び使用、又は消費する**第三者**をいいます。

通関業者は、[CPM 17：サービス・ベンダー](#)において定義されます。

販売代理店は、[CPM 48E：販売代理店及び非従業員販売代理人](#)において定義されます。

[ット](#); [CPM 48A：ビジネスギフトの提供](#); [CPM 48B：第三者旅費提供](#); [CPM 48C：現職及び元政府職員並びにその親族の採用及び保持](#); [CPM 48D：ロビイスト](#); [CPM 48E：販売代理店及び非従業員販売員](#)。

雇用は、[CPM 48C：現職及び元政府職員並びにその親族の採用及び保持](#)において定義されます。

事業体とは、「営利目的」かいかにかかわらず、コーポレーション、有限責任会社、パートナーシップ、個人事業、トラスト、又は同様の事業体、その他の組織をいいます。

円滑化のための支払とは、**経常的な職務執行行為**の実施を確実にすること、又はこれを迅速に処理することを目的とした**政府職員**へ許可、提案、約束される又は提供される**有価物**をいいます。円滑化のための支払は、**政府**の部門、省、機関、又は局による**支払**の受領に基づく**経常的な職務執行行為**の実施又は迅速な処理を明示的に許可する公表ガイドライン、手順又は規定に従い行われる当該支払を除外します。

フィールド・コントラクターは、[CPM 17：サービス・ベンダー](#)において定義されます。

政府とは、次のもののいずれかをいいます。

- 国、地方、州又は市／地方自治体レベルにかかわらず、米国又は非米国政府、
- **政府航空局**、
- 政府が（その全部若しくは一部を）所有又は運営するエアライン、
- 政府に代わって公的な立場で業務を行う**事業体**、
- 政府が**支配権**を行使する**事業体**、会社又は事業、
- 政党、
- 公的国際機関（例えば、国連、世界銀行、世界貿易機関、国際民間航空機関など）、又は
- 上記いずれかの部門、局、下位組織又は政府機関。

政府航空局は、[CPM 48B：第三者旅費提供](#)において定義されます。

政府職員とは、**政府**の課長、係長若しくは従業員（投票により選ばれたか、任命されたかにかかわらず）、又はそれらの地位の候補者をいいます。

入国管理ベンダーは、[CPM 17：サービス・ベンダー](#)において定義されます。

ロビイストは、[CPM 48D：ロビイスト](#)において定義されます。

非従業員販売代理人又はNSRは、[CPM 48E：販売代理店及び非従業員販売代理人](#)において定義されます。

オフセット契約は、[CPM44：企業協力と経済的オフセット](#)において定義されます。

オフセット取引は、[CPM44：企業協力と経済的オフセット](#)において定義されます。

慈善事業への寄付は、[CPM 11：慈善事業への寄付](#)において提供されます。

政治献金は、[CPM 5：対政府関係](#)において定義されます。

経常的な職務執行行為とは、**政府職員**が法に従い、又はその役職により、裁量権なしに、履行又は提供する義務がある行為をいいます。

▪

関連当事者とは、

- 個人に関しては、両親、兄弟姉妹、配偶者、叔父、叔母、甥及び姪を含むが、これに制限されない当該個人の近親者又は親戚をいいます、
- **事業体**に関しては、**事業体**の**関連会社**をいいます。

スポンサー旅費は、[CPM 48B：第三者旅費提供](#)において定義されます。

税務顧問は、[CPM 17：サービス・ベンダー](#)において定義されます。

第三者とは、

- 個人に関しては、UTC 又は UTC の関連会社の従業員ではない個人をいい、
- 事業体に関しては、UTC 又は UTC の関連会社ではない事業体をいいます。（本ポリシーの目的上、UTC の合弁会社パートナー及びベンダー、並びにそれらそれぞれの関連会社は、第三者となります。）

旅行代理店は、[CPM 17：サービス・ベンダー](#)において定義されます。

米国政府マーケティングは、[CPM 48E：販売代理店及び非従業員販売代理人](#)において定義されます。

米国政府販売は、[CPM 48E：販売代理店及び非従業員販売代理人](#)において定義されます。

ベンダーとは、UTC に対して原材料又はサービスを提供する、既存又は見込みの第三者コントラクター又はサプライヤーをいいます。